

ていた。天井材は非飛散性アスベストに該当し、白石綿を3%含有していた。平成に入り製造は減少し最後の数年間は休止状態であった。製造施設廃止時に発生した石綿廃棄物は特別管理産業廃棄物処理業者が適性に処分し丸亀工場には残っていない。

次に、学校関係及び上下水道関係施設を含めた市所有の建築物は、これまでの調査棟数六百四十棟のうち五百二十棟はアスベストを使用していないが、百二十棟は不明のため専門家による分析調査をする。上水道の石綿管は平成十一年より順次、衝撃に強いダクタイル鉄管などに更新している。なお、世界保健機構WHOの飲料水水質ガイドラインも、石綿管の使用については、健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はなく、問題ないとのことである。

都市景観を守る 対策について

三木議員 最近、建築物及び巨大な看板などをめぐって地域住民との間で問題があらわらこちらでおきている。そうした中で、都市景観条例ができたが、十分な罰則規定もなく、法律をクリ



先人の残した歴史あるシンボルを大切に

アしていれば景観に関係なく許されるため、有効な手段となっていない。しかし、地方分権で都市計画法が改正され、地区計画を市で作れるようにもなった。住民が本気でまちづくりを考えればまちも変わるといふ権利行使を保障するものである。長い歴史の中で保全し、守ってきた景観や、快適生活環境をこれ以上侵されないうためにもしっかりとした対策を伺いたい。

し、助言や指導を行っている。しかし、市の条例では、高さや色彩、形態などに法的強制力がないのが現状である。また、広告物は、県の屋外広告物条例の規制の適用を受けるが、自家用広告物は適用除外となるため規制がかからない状況である。昨年六月に我が国で初めて景観法が制定され、今年六月から施行している。この景観法は市条例で限界のあった強制力を伴う法的な規制の枠組みがある。これを踏まえ、自然環境と歴史的、文化的環境を守りながら個性と魅力にあふれる都市景観形成を目指して、実効性のある方策を検討する必要性があると痛感している。

都市整備部長 平成七年に都市景観条例を制定し、シンボルである丸亀城の眺望景観に配慮する取り組みをしてきた。平成十四年に条例を一部改正し、周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがある建築物、広告物などに対

丸亀市議会

(提出先)

内閣総理大臣 総務大臣
財務大臣 国土交通大臣
衆議院議長 参議院議長

減災のために最も有効な対策が、住宅や建築物の耐震化である。その観点から本年六月、国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」がまとめた提言では、住宅や建築物のそれぞれについて、今後十年間で耐震化率を九割にまで引き上げることとする数値目標を設定し、達成に向けた促進策を提示した。まさに、「耐震化は時間との競争」であり、地震による人的・経済的被害を最小限に抑えることが求められている。よって、国においては、耐震化促進を図るため左記の事項について早急に施策の拡充をしよう要望する。

記

一 耐震改修に関して税制、予算両面で施策を拡充

国土交通省は今年度から、従来の耐震診断・耐震改修に対する補助制度を統合し用途を広げたほか、自治体が地域の実情に応じて民間住宅の耐震改修に活用できる地域住宅交付金制度を国会で成立させた。これらの制度を全国に普及させるとともに、税額控除制度など税の優遇措置を創設すること。

二 耐震改修促進法に関する制度の充実・強化

耐震性が不十分な密集市街地の住宅に耐震診断の指示や正当な理由もなく改修の指示に従わない場合は、建築物を公表できるようにすべきであり、さらに規模の大きな建築物については耐震診断や改修を義務付け、実施しない場合は改修命令を出せるよう、耐震改修促進法に関する制度の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年九月二十一日

議会だよりは、紙面の都合により、議員の質問の中から一項目を選び、質問・答弁の内容を要約の上掲載しています。

総合計画と 条例制定について

内田議員 近年、自治体における市民参加、市民団体によるまちづくりが広がらないほど拡大してきた。多治見市では、総合計画とは実行が約束され、市の政策に拘束力を持ち、役所と市民との契約という性格を持つものとの思いから、これを自治基本条例の規定項目として盛り込もうとしている。本市の場合、

市民が同時並行で別々に構想を練った結果、計画や条例がうまく整合性を持てるか心配する。

そこで、現在進行中の市民参画で行う計画策定や条例制定について、実現までのスケジュールと市民参画の仕方、そして指摘したような不都合は生じないか。不都合が生じた場合はだれがどのように調整するのか。

企画財政部長 各部署が策定する基本となる計画は、自治の基本原則や市民参画、協働の方策を定める自治基本条例の策定指針に沿って、市民の意見を取り入れることができる手続きをすすめるよう庁議で申し合わせている。また、総合計画を最上位計画として策定する個別計画との間

で、不都合を生じさせないよう庁議、総務課長会議等、横断的な調整を進めていきたい。総合計画は、今年八月市民アンケート調査やまちづくり懇談会を実施、九月から公募市民などによるワークショップを開催し、意見を求め基本構想、基本計画の素案を作成する。その後、審議会に諮るとともに併せてパブリックコメントを実施する。審議会から答申を受けた後、平成十八年九月議会に基本構想を提案したい。

次に、自治基本条例は、まちづくり懇談会やワークショップ、委員会、審議会などを実施し、答申を受けた後、条例案を平成十八年三月議会に提案する予定である。

市民サービスの 充実を

中谷議員 十月から可燃、不燃ごみの有料化が実施されるとともに、住民サービスの充実も図っていただきたい。この有料化の影響もあり、電気式生ごみ処理機の購入に補助をとの意見を市民からよく聞くが、現在三千万しか補助してもらえない。ごみ減量化促進の目的で、補助制

度を設けているのであれば、促進につながるような補助額にしていきたい。

また、市民から要望が強かった月曜の祝祭日も、今年度からごみ収集を行う特別収集が旧丸亀地域で完全実施するようになった。しかし、旧飯山地域は特別収集をまだ実施していない。十月から同じように有料化するのであれば、同じサービスが受けられるようにできないものか。

生活環境部長 生ごみ処理容器等設置補助金の増額は、市の財政状況や機器の値段などを考えると現時点では難しい状況である。また、祝祭日などの特別収集の統一は、収集運搬の人的問題等を勘案しながら、実施に向けて検討しており、近く一定の方向が出せると考えている。収集体制や分別方法など、合併協議の中で調整ができていない課題も多く残っているが、市民サービス向上を第一に考え、できるものから順次解決に向け努力していきたい。



厳しい財政状況の中、市民の理解と協力を

陳情結果

九月定例会に提出された陳情は、担当委員会で審査し、次のとおり決定いたしました。

〔採択〕

金倉川水路排水口への水門設置に関する陳情
丸亀市中津町内自治会等有志

代表 西山 悟

〔理事者見解〕

当農業用排水路など土地改良施設は、受益者が自らの責任で管理するものと位置づけられており、地元が実施する土地改良施設の整備・改修事業に対して、補助事業の対象となるもの

については、申請により補助金で対応いたしております。

しかしながら、昨年・今年と浸水被害を受けた現状を考えますと、浸水被害を防ぐための対策が急務であり、陳情書には水門の設置とありますが、水門となりますと堤防との調整、協議が必要となり、相当の費用と時間が必要になると考えられます。

このようなことから、市いたしましたは、早期に対応できる逆流防止弁(フラップゲート)の設置を県に要望いたしております。設置に向け検討していただいております。

(産業部 土地改良課)

〔委員会の意見〕

理事者見解を了承し、採択とする。
(都市経済委員会)

議会の 傍聴を

手続きは簡単ですのでお気軽にお越しください。

詳しくは議会事務局まで

(☎二四一八八二八)

ご案内
次回の定例会は
12月上旬の予定

一般会計補正予算など

各委員会では原案承認

九月五日の本会議において各委員会にそれぞれ付託された議案の審査は、十二日に都市経済、教育民生、十三日に生活環境、総務と順次開かれ、市長や助役をはじめ関係部課長が出席して、細部にわたる審査を行いました。主な質疑、要望は次のとおりです。

(◎委員長 ○副委員長)

都市経済委員会

- ◎横川 重行 横田 隼人
- 長友 安広 香川 脩
- 高田 重明 青竹 憲一
- 岡田 健悟 広田 穰
- 引田 忠温

●主な質疑

- 土地改良のかんがい排水路土砂運搬委託の内容。
- 商工費の指定管理者選定委員会委員謝礼の内訳。
- 大手町第二駐車場を利用する市民の要望に対する見解。
- 指定管理者が市営駐車場の業務を行う場合の管理形態。
- 市道認定における幅員に対する考え方。



11月1日から利用方法が変更になります

●主な要望

- 大手町第二駐車場は、夜間の利用が可能な設備に変更するなど、十分検討していただきたい。
- 台風や災害に備え、離島等においては地域で共同管理できる

教育民生委員会

土のうの保管場所を確保していただきたい。

- ◎亀野 忠郎 小橋 清信
- 浜西 和夫 中谷真裕美
- 松永 恭二 岩崎 勲
- 三宅 真弓 倉本 清一

●主な質疑

- 介護保険低所得者負担軽減措置の対象。
- 介護保険の負担増を市民向けに知らせる方法。
- 指定管理者へ移行後の保健福祉センター使用料の減免条件。
- 綾歌健康づくりふれあいセンター使用料免除を申し込む際の対応・考え方。
- 飯山中学校図書室改修事業の内容。
- 綾歌総合文化会館に指定管理者制度を導入する考え方。
- 公園条例と体育施設設置条例との関連。

●主な要望

- 各保健福祉センター設置条例で、規則の内容が条例を超えることがないようにお願いしたい。
- 飯山南幼稚園園舎増築事業は理解できるが、将来的な建て替えについても考慮していただきたい。

生活環境委員会

- ◎杉尾 眞澄 三谷 節三
- 松浦 正武 田中 英雄
- 尾崎淳一郎 小鹿 一司
- 山本 直久 小松 利弘

●主な質疑

- 桜谷聖苑法面の崩壊原因に対する根本的対策。
- 桜谷聖苑法面補強工事を本市独自で設計する考え。
- 法面補強のために今回取り入れた法枠工法の内容。
- 法面排水機能を高めるために排水路の幅を広げる考え。

●主な要望

- 再び法面の崩壊が起こらないように、法面の全面改修についても考えていただきたい。

総務委員会

- ◎大前 誠治 三木 まり
- 高木 康光 高橋 等
- 多田 光広 高木 新仁
- 内田 俊英 北山 齊伯
- 小野 健一

●主な質疑

- 不当要求行為等対策委員会の設置を規則で定める理由。
- 不当要求の基準及びその対応策の考え方。



綾歌健康づくりふれあいセンター「湯舟道」

- 合併振興基金運用事業の具体的な内容。
- 勤務成績評定状況の公表に関する考え方。
- 指定管理者の募集及び選定委員会の内容。
- 指定管理者の個人情報の取り扱いにおける罰則規定。
- 指定管理者に対するの監査などのチェック体制。
- 主な要望
 - 不当要求を抑制する観点からも、何が不当要求に当たるか、具体的に条例あるいは規則の中で明確に定義していただきたい。
 - 指定管理者の募集にあたっては、特別の事情を除き、公平公正の観点からできる限り公募としていただきたい。

審議した議案とその結果

9月定例会

	(審議結果)
認定第1号	平成16年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について (特委付託)
認定第2号	平成16年度綾歌町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について (特委付託)
認定第3号	平成16年度飯山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について (特委付託)
認定第4号	平成16年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について (特委付託)
認定第5号	平成16年度丸亀市水道事業会計決算認定について (特委付託)
認定第6号	平成16年度綾歌町水道事業会計決算認定について (特委付託)
認定第7号	平成16年度飯山町水道事業会計決算認定について (特委付託)
認定第8号	平成16年度丸亀市水道事業会計決算認定について (特委付託)
認定第9号	平成16年度飯綾消防組合一般会計決算認定について (特委付託)
議案第40号	専決処分の承認について (平成17年度丸亀市一般会計補正予算 (第1号)) (原案承認)
議案第41号	人権尊重都市宣言について (原案可決)
議案第42号	丸亀市の木及び市の花について (原案可決)
議案第43号	平成17年度丸亀市一般会計補正予算 (第2号) (原案可決)
議案第44号	平成17年度丸亀市介護保険特別会計補正予算 (第1号) (原案可決)
議案第45号	丸亀市法令遵守推進条例の制定について (原案可決)
議案第46号	丸亀市附属機関設置条例及び丸亀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (原案可決)
議案第47号	丸亀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について (原案可決)
議案第48号	丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について (原案可決)
議案第49号	丸亀市民会館条例の一部改正について (原案可決)
議案第50号	丸亀市保健福祉センター設置条例の一部改正について (原案可決)
議案第51号	丸亀市生涯学習センター条例の一部改正について (原案可決)
議案第52号	丸亀市体育施設設置条例の一部改正について (原案可決)
議案第53号	丸亀市史跡等管理条例の一部改正について (原案可決)
議案第54号	丸亀市美術館条例の一部改正について (原案可決)
議案第55号	丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター設置条例の一部改正について (原案可決)
議案第56号	丸亀市老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について (原案可決)
議案第57号	丸亀市綾歌もちの木センター設置条例の一部改正について (原案可決)
議案第58号	丸亀市うちわの港ミュージアム条例の一部改正について (原案可決)
議案第59号	丸亀市駐車場条例の一部改正について (原案可決)
議案第60号	丸亀市自転車駐車場条例の一部改正について (原案可決)
議案第61号	丸亀市公園条例の一部改正について (原案可決)
議案第62号	丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (原案可決)
議案第63号	丸亀市火災予防条例の一部改正について (原案可決)
議案第64号	物品の購入について (消防ポンプ自動車) (原案可決)
議案第65号	市道路線の認定及び変更について (市道郡家町重元団地線ほか2路線) (原案可決)
決議案第1号	丸亀市非核平和都市宣言に関する決議 (原案可決)
意見書案第3号	耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書 (原案可決)

訂正のお願いとおわび

平成17年6月1日発行(創刊号)表紙の議長の主な経歴の文中、「現在市議4期目」を「旧丸亀市議3期、新丸亀市議1期目」に訂正するとともに、おわびいたします。